



第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 あきる野市の現状
- 4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿
- 5 計画の基本理念
- 6 計画の基本目標
- 7 重点課題
- 8 計画の期間
- 9 計画の性格・位置付け
- 10 計画の体系



1 計画改定の趣旨

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が施行されて以降「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、社会全体で取り組むべき課題の解決に向け、各施策が推進されています。さらに、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が目指されており、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、より具体的なものになってきています。

このようなことから「第4次あきる野男女共同参画プラン」については、「第3次あきる野男女共同参画プラン」の基本理念を継承した上で、より具体的な実効性のある推進計画とするため、実施する事業については、男女共同参画社会の形成に直接的に関係するものを選定しています。

2 計画の目的

この計画は、すべての人が、性別にとらわれることなく、その個性や能力が十分に発揮され、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画でき、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性のある施策の推進を図っていくことを目的とします。

3 あきる野市の現状

(1) 市民アンケート結果（出典：平成28年度市民アンケート）

平成28年度に実施した市民アンケートにおいて「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」と回答した市民は全体の29.4%でした。さらに、市が実施している40の施策について、満足度と重要度のクロス集計を行ったところ、男女共同参画施策については、満足度はやや高いものの、重要度は37番目という結果となりました。

しかしながら、各場面において男女が平等になっていると感じているかという質問に対しては「平等である」と感じている回答が半数を超えるのは「学校教育の場」のみでした。

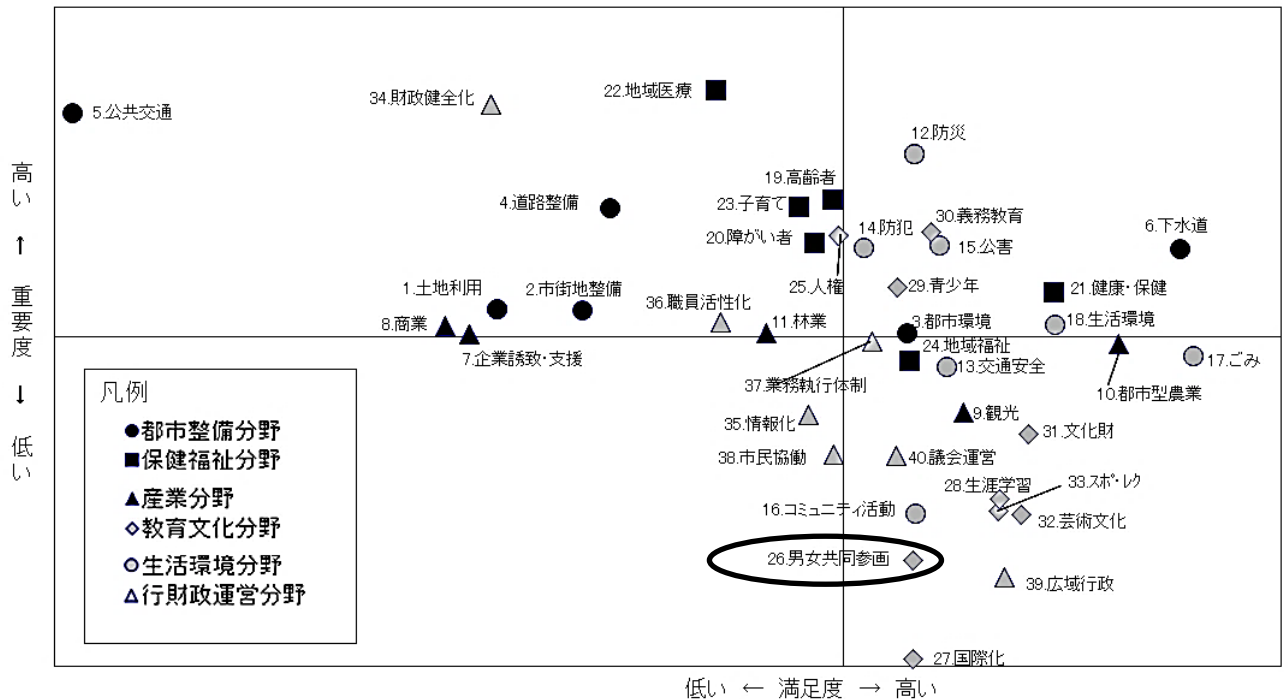
このことから、あきる野市においては、男女共同参画に対する市民の関心を高めるとともに、理解を促進すべく、より一層男女共同参画の周知啓発を図り、様々な場面で男女が平等に生活できる社会を形成していく必要があります。

ア 男女共同参画社会とはどのようなことか知っている市民の割合

性別 \ 回答	回答者数 (n)	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
全体	925	29.4%	35.4%	27.8%	7.5%
男性	446	33.2%	35.2%	24.4%	7.2%
女性	475	26.1%	35.4%	30.9%	7.6%

※ 性別の回答がなかった方の内訳は、掲載していない。

イ 施策別満足度と重要度のクロス集計結果

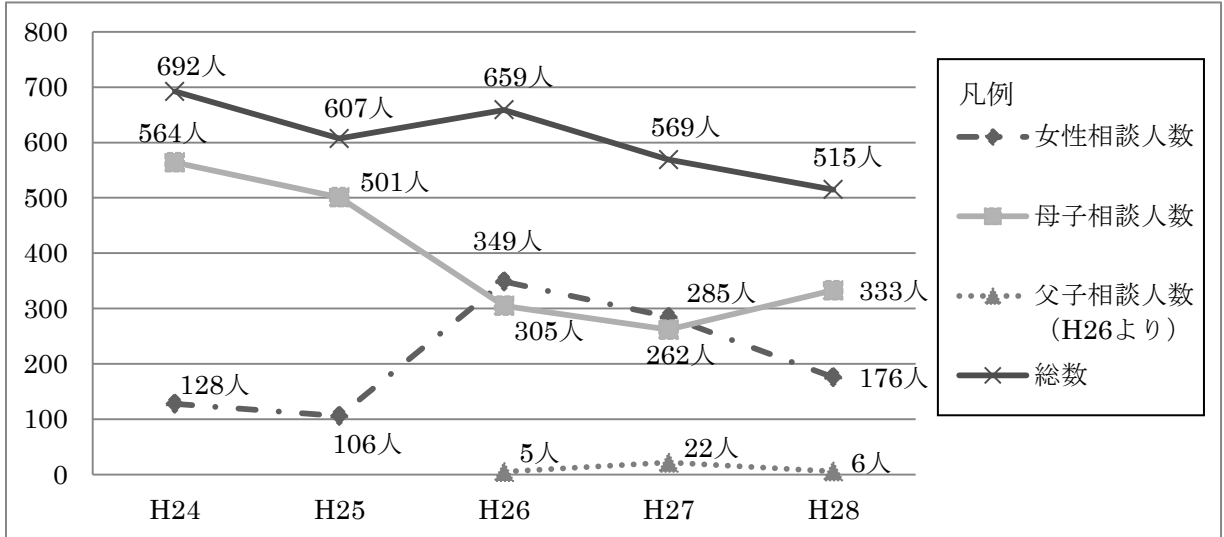


ウ 各場面において男女が平等になっていると感じる市民の割合

場面 \ 回答	回答者数 (n)	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
家庭生活の場	925	12.3%	33.2%	32.8%	6.4%	1.9%	5.6%	7.8%
職場		18.2%	34.7%	21.9%	4.5%	1.4%	10.1%	9.2%
学校教育の場		3.5%	9.1%	51.4%	2.7%	0.9%	22.4%	10.2%
政治の場		24.0%	39.6%	14.9%	1.0%	0.6%	11.0%	8.9%
法律・制度上		11.8%	28.3%	32.3%	4.3%	0.9%	13.4%	9.0%
社会通念・習慣・しきたり		26.2%	44.6%	11.2%	2.6%	0.4%	6.8%	8.1%
地域の活動の場		12.0%	31.4%	30.8%	3.9%	1.0%	12.6%	8.3%

(2) 女性相談、母子相談及び父子相談

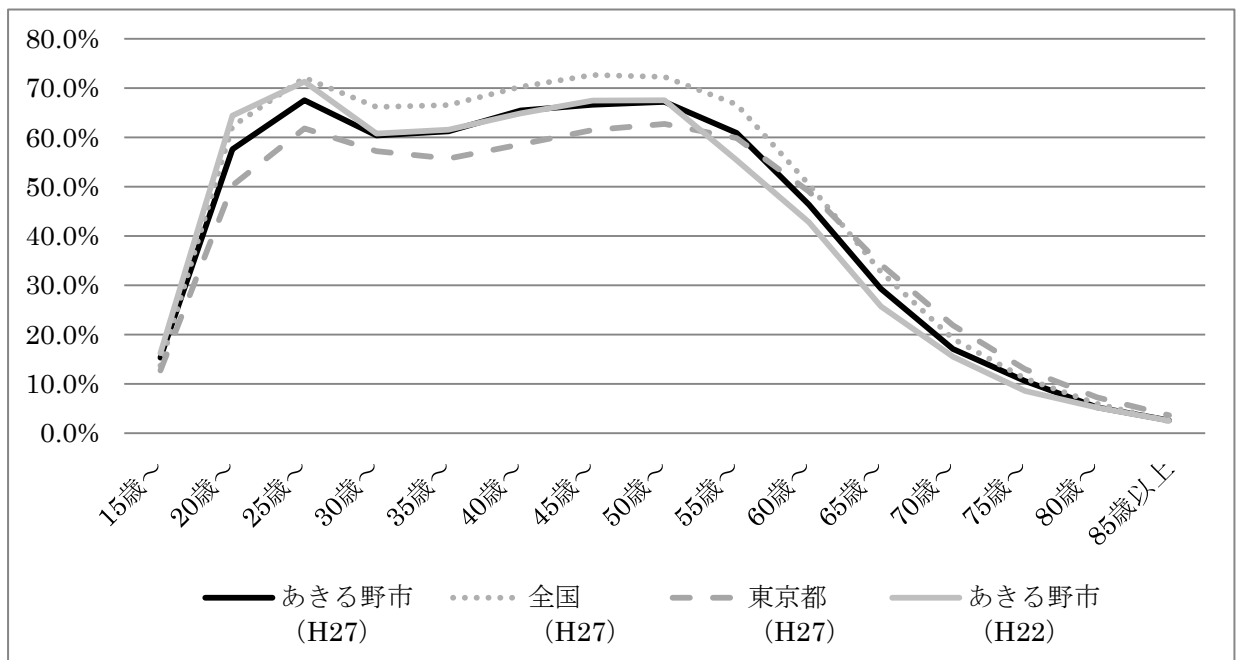
平成28年度中に市が受け付けた女性相談、母子相談及び父子相談の人数は、合計で515人（延べ941件）となっています。なお、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）相談についてはこれらに含まれています。人数は減少傾向にありますますが、依然として支援が必要な方がいることから、今後も相談窓口を充実していく必要があります。



出典：事務報告書

(3) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移を見ると、東京都全体と比較して、M字曲線は緩やかなものとなっていますが、結婚・出産期を境に女性の労働率が低下しています。このことから、引き続き、就業・復職支援、離職防止の取組が必要であると考えられます。

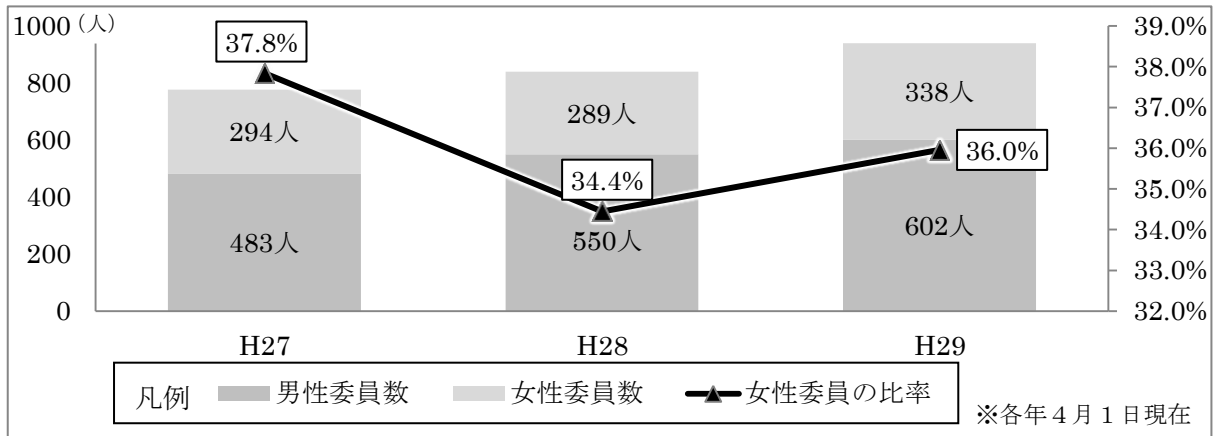


出典：国勢調査（平成22年及び平成27年）

(4) 各種委員会等における女性の参画状況

平成29年4月1日現在、市の各種委員会等全体における女性委員の比率は、36.0%となっており、国が2020年までの達成目標としている社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合である30%は達成しています。

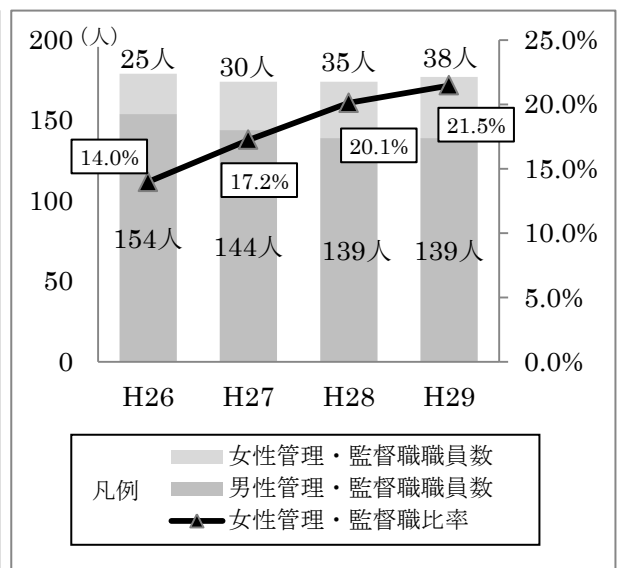
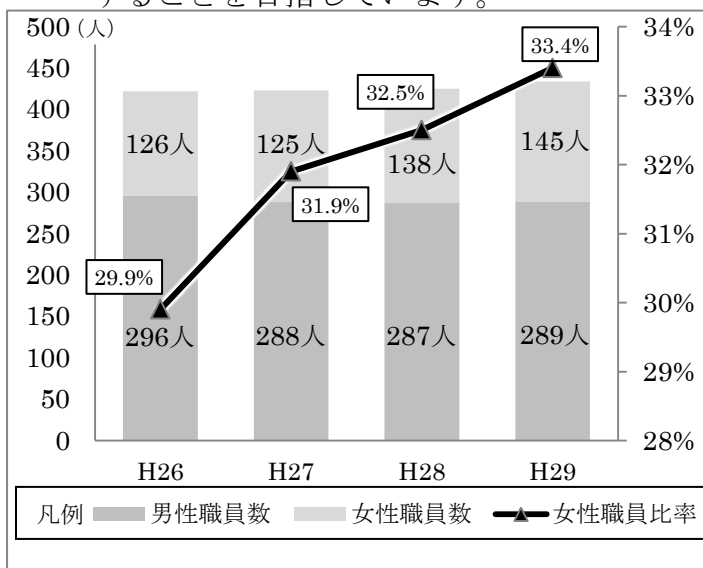
しかし、個別に見ると、女性の参画率が30%未満の委員会等の数は全体の約6割弱となっており、女性委員がいない委員会も存在しています。このことから、より一層の女性委員の任用に努める必要があります。



出典：第3次あきる野男女共同参画プラン進捗状況報告書

(5) 職員における女性の登用状況

あきる野市職員における女性の比率は、上昇傾向にあるものの、3割程度となっています（平成29年4月1日現在）。あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「特定事業主行動計画」という。）では、職員採用試験において、女性受験者数が男性に比べ少ない傾向にあるため、ホームページ等に子育て支援制度を掲載するなど、女性が働きやすい職場であることを周知していくこととしています。また、管理・監督職については21.5%となっており、特定事業主行動計画では、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促し、平成31年度末までに、これを25%以上とすることを目指しています。



4 あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿

「3 あきる野市の現状」のとおり、あきる野市においては、未だ様々な場面で男女共同参画が実現していない状況があります。このことから、男女共同参画に対する意識を醸成し、すべての人が性別にとらわれることなくあらゆる分野に参画し、自分らしくいきいきと生活できる社会を目指します。

あきる野市が目指す男女共同参画社会の姿は次のとおりです。

男女が社会の対等な構成員として

- 性別による差別や偏見がなく、それぞれの個性や能力が十分に発揮できる社会
- DVや子ども、高齢者、障がい者などの社会的弱者に対する虐待及び性犯罪等の人権侵害行為を根絶し、互いの人権が尊重される社会
- 固定的な性別役割分担や慣行にとらわれずに、自らの意思により様々な活動に参画できる社会
- 家事や育児、介護等の家庭内での役割について、家族が互いに責任を分かち合い、各々が自分らしい生き方を選択できる社会
- 仕事や家庭生活、地域活動などについて、自らが希望するバランスで取り組むことができる社会
- 政策や方針決定の場を始め、あらゆる分野に対等の立場で参画でき、多様な意見が反映される社会

5 計画の基本理念

日本国憲法の基本的人権は「個人の尊重」「両性の本質的平等」「法の下に平等」を理念として、あらゆる差別を禁止し、「侵すことのできない永久の権利」であるとしています。また、基本法は「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の5つの基本理念の下、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成を総合的・計画的に推進することを目指しています。

あきる野市では、これらを基に「あきる野市男女共同参画計画の基本理念」を次のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
すべての人の人権が尊重され、自らの個性と能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できること
- (2) 男女の仕事と家庭・地域生活の両立
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られ、男女が共に仕事と家庭・地域生活を両立できること
- (3) 政策・方針決定過程への男女共同参画
あらゆる分野において、その性別に関わらず、男女が対等な立場で市の政策等に参画できること

6 計画の基本目標

基本理念に沿って、次の4つの基本目標を設定し、取組を推進します。

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進

7 重点課題

本計画では、次の7点を重点課題として取り組みます。

- (1) 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進
配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、許されるものではありません。また、個人の尊厳を傷つけるばかりでなく男女共同参画社会の実現を妨げるものです。
このため、本課題に掲げる施策の分野を「DV防止法」に基づく本市の「配偶者暴力対策基本計画」として位置付け、取組を推進していきます。
- (2) 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進
基本法に掲げる男女共同参画社会を実現させるには、子どものころからの人権教育等が重要です。男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育・学習機会が必要です。
このため、学校、家庭、地域など様々な機会を捉え、意識啓発等の取組を推進し

ていきます。

(3) 生涯を通じた健康支援

男女が互いにその身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生活を送ることは大切なことです。特に女性は妊娠出産や更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※1}の視点が特に重要です。このことから、健康に関する情報提供や意識啓発、相談体制の整備などの取組を推進していきます。

(4) 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。

このため、本課題に掲げる施策の分野を「女性活躍推進法」に基づく本市の「女性活躍推進計画」として位置付け、取組を推進していきます。

(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、日々の暮らしを充実したものとしていくためには、男女が共に多様な働き方や生き方を選択できる社会を築いていく必要があります。

このため、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を推進していきます。

(6) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野における政策・方針決定過程への男女の参画が不可欠です。

市においても、様々な意見を市政に反映できるよう、指導的地位への女性の登用や政策・方針決定過程への女性の参画を推進していきます。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、平成6（1994）年の国際人口/開発会議の「行動計画」によって提唱され、平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において「女性の人権」として位置づけられた。リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営み、生殖能力をもち、妊娠出産に関する自己決定権をもつことを意味する。リプロダクティブ・ライツとは、こうした「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」であり、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利」とされている。（カイロ国際人口開発会議（1994年）「行動計画 第7章 リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ヘルス」）

(7) 推進体制の整備

本計画を確実に推進するため、P D C Aサイクル^{※2}による推進管理が重要であるとともに、推進状況を明確にするため、K P I ^{※3}の設定も必要です。

また、第三者からの評価も重要であることから、男女共同参画推進市民会議との協働により、事業の推進に取り組みます。

8 計画の期間

この計画は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間の計画とします。

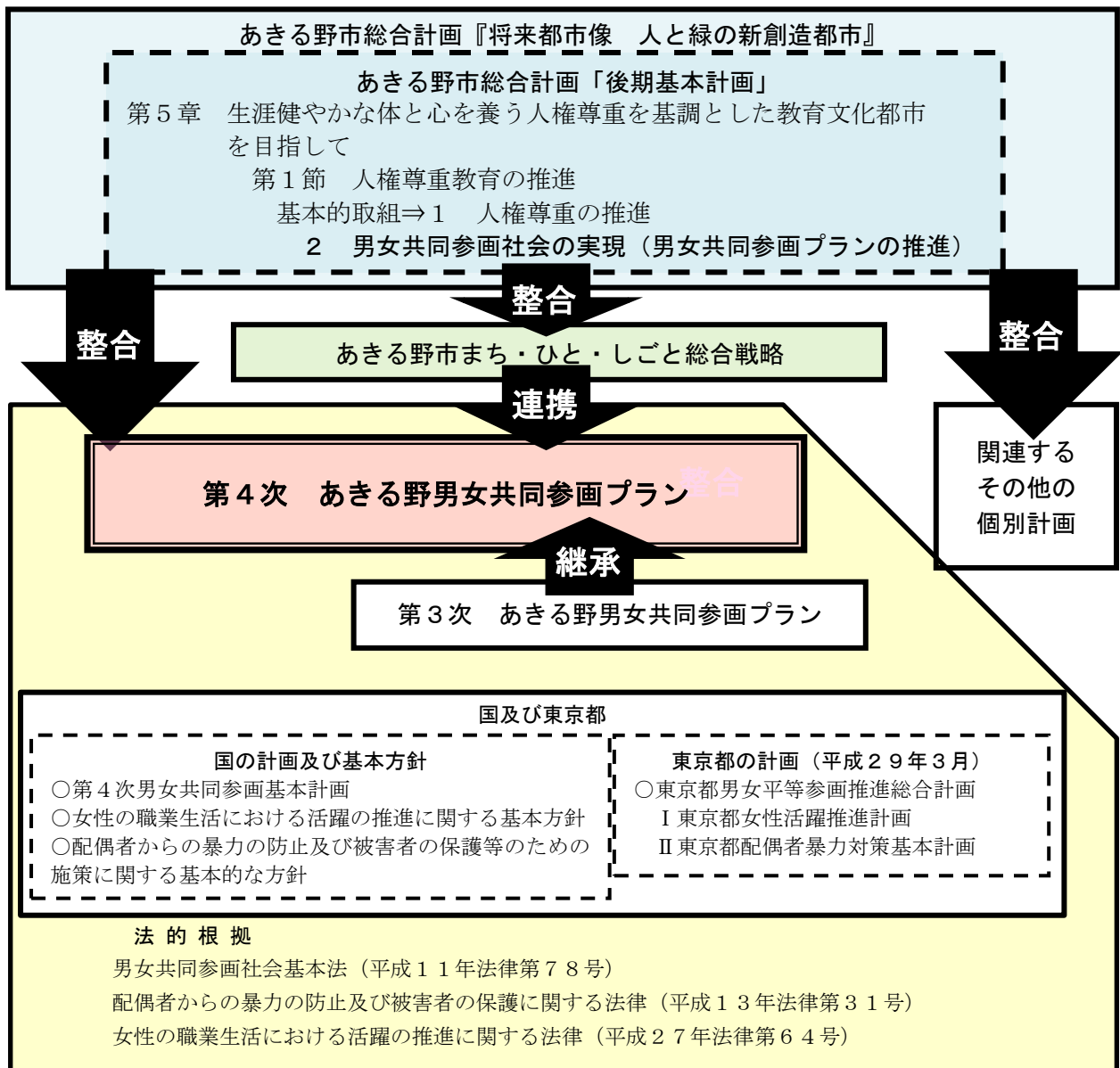
ただし、国内外の情勢の変化や国の制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

※² PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

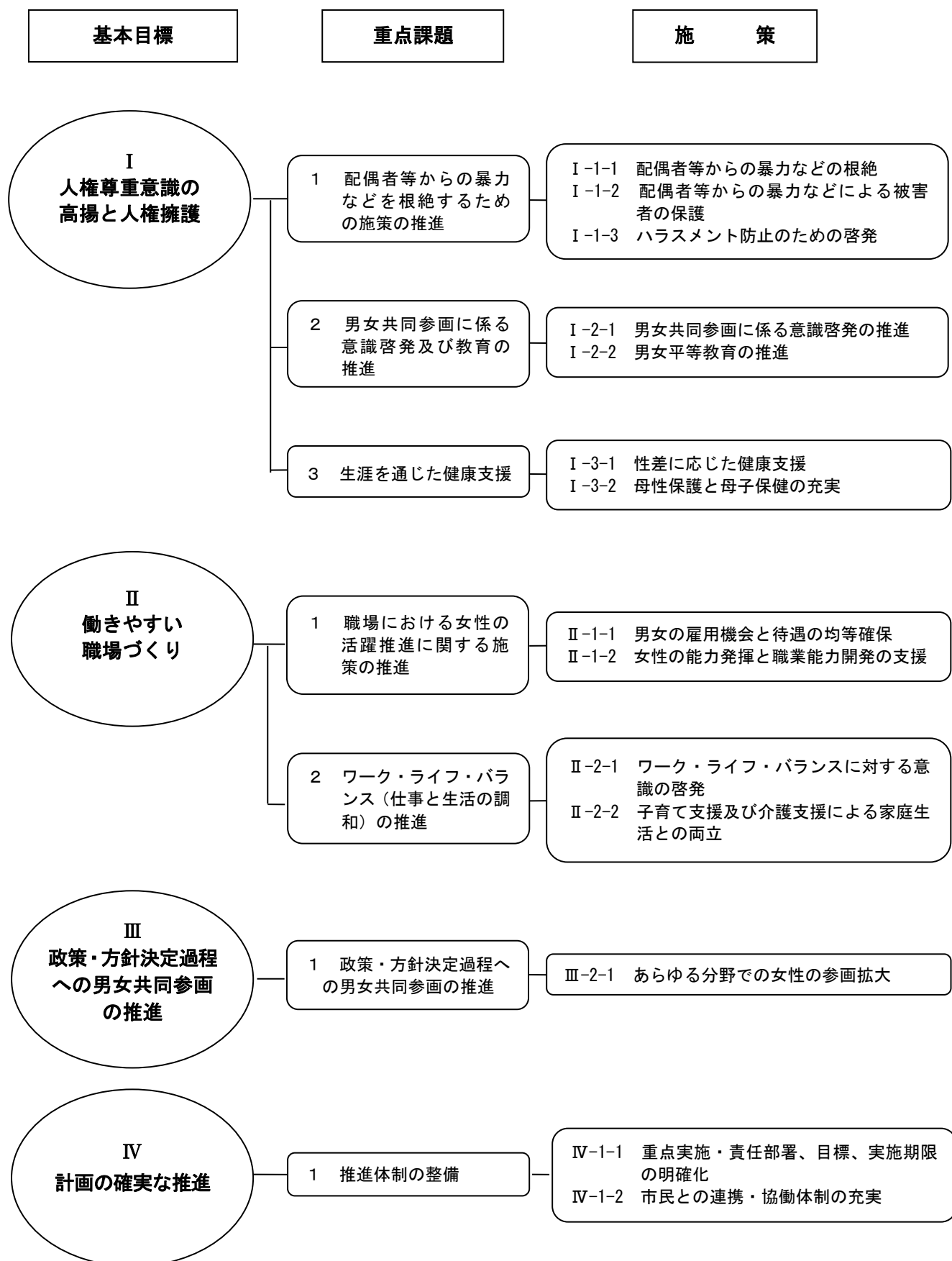
※³ Key Performance Indicator の略。施策ごとの達成すべき成果目標を定量的に示す指標のこと。

9 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、市の上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として、他の計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指す事業計画です。
- (2) 本計画は「基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」に当たります。
- (3) 本計画の基本目標Ⅰの体系中、重点課題1に掲げる施策については、「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)」とします。
- (4) 本計画の基本目標Ⅱに掲げる施策については「女性活躍推進法」に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」とします。



10 計画の体系





第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進



基本目標Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護

男女が共に人権を尊重し、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するため、あらゆる暴力の根絶を目指して取組を進めます。

課題 1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

特に、女性に対する暴力は、性別に関わる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題が存在するケースが多く、男女共同参画社会の形成を妨げる要因の一つとなっています。また、配偶者等からの暴力だけではなく、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向け、様々な機会を捉えて取り組んでいく必要があります。

施策 1 配偶者等からの暴力などの根絶

配偶者等からの暴力などの根絶に向け、情報の周知や意識の啓発に取り組めます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」等に関する周知・啓発	ホームページやDV周知・啓発カードなどを活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する周知・啓発及び相談窓口等の周知を図る。	子ども家庭支援センター	継続
		ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知・啓発を図る。	企画政策課	継続
2	障害者虐待防止法の周知・啓発	広報紙やホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知を図る。	障がい者支援課	新規
3	高齢者虐待防止法の周知・啓発	市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の普及啓発を図る。	高齢者支援課	新規

No	事業名	事業内容	担当課	区分
4	生命尊重の視点に立った指導の充実	生命尊重や男女平等についての理解を深めるための教材の工夫及び指導計画の作成について、指導と助言を行う。	指導室	継続

施策2 配偶者等からの暴力などによる被害者の保護

被害者の迅速な安全確保と相談窓口の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
5	人権、母子及び父子等の相談窓口の充実	人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティ ^{※4} に関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。	市民課	継続
		社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続
6	母子等緊急一時保護の充実及び被害者の自立支援の推進	被害を受けた母子の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。また、被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。	子ども家庭支援センター	継続

※4 性的指向が同性に向く人もしくは両性に向く人や、生物学的な性と性自認が一致しない人などを表す言葉。セクシュアル・マイノリティやLGBTとも。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
7	障害者虐待防止センターの運営	虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営することにより、障がい者虐待の防止及び養護者の支援を図る。	障がい者支援課	新規
8	庁内の関係部署による連絡会の設置	庁内の関係部署による連絡会を設置し、市内における配偶者等からの暴力などの情報の共有及び連携を図る。	企画政策課	継続

施策3 ハラスメント防止のための啓発

ハラスメントの防止に向け、様々な機会を通じて情報提供や意識の啓発に取り組むとともに、問題の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
5	人権、母子及び父子等の相談窓口の充実 (再掲)	人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談の充実を図る。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。	市民課	継続
		社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子及び父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導のための相談体制の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
9	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発	セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。	職員課	継続
		セクシャルハラスメント及びマタニティハラスメント防止に向け、市内事業所に対して意識啓発を図る。	商工振興課	新規
		セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。	企画政策課	継続
10	青少年健全育成活動の充実	非行防止のパトロールや不健全図書類に関する店舗立ち入り調査など、青少年の健全育成活動を通じ、ハラスメントの防止に努める。	生涯学習推進課	継続

課題2 男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を図るためには、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。また、家庭や地域において、男性重視の慣行を改め、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画するには、それを可能とする教育、学習機会が必要です。性別・年代に関わりなく男女平等意識を醸成するため、学習機会の提供に努めるなど、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動をより推進していく必要があります。

施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進

性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を進めるため、家庭、地域等、様々な場を活用し、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
11	男女共同参画に関する啓発活動の推進	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画意識の啓発を図る。	企画政策課	継続
12	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	男女平等の視点に立った公民館における各種講座等の充実を図る。	生涯学習推進課	継続
13	女と男のライフフォーラムの実施	公募による実行委員会を組織し、互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	生涯学習推進課	継続

施策2 男女平等教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、継続的な男女平等に関する意識啓発と教育に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
14	学校における人権教育の推進	各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。	指導室	継続
15	人権教育推進のための指導の充実	人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。	指導室	継続
16	道徳教育の充実	学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。	指導室	継続
17	人権課題である性同一性障害等に関する理解の促進	性同一性障害や性的マイノリティに係る支援に関し、人権プログラム（学校教育編）など、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解の促進を図る。	指導室	新規

課題3 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上での基本となります。特に、女性は妊娠出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があるため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要です。

このことから、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 性差に応じた健康支援

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、性差に応じた健康支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
18	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	健康手帳の交付、訪問指導、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を図る。	健康課	継続
19	がん検診の充実	がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。	健康課	継続
20	健康相談の充実	保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。	健康課	継続

施策2 母性保護と母子保健の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）について、男女が互いに理解するとともに、母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
21	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発	妊娠や出産について女性の自己決定権が十分尊重されるように、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	健康課	継続
			企画政策課	継続
22	両親学級の充実	両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及に努める。	健康課	継続
23	妊娠・出産に関する健康支援	妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。	健康課	継続
24	先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施	妊娠前の女性を対象に、風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風疹の予防接種を行う。	健康課	継続
25	育児相談の充実	乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。	健康課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
26	母子健康手帳の交付と面談の実施	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子共に保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みについて身近に気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。	健康課	継続

基本目標Ⅱ 働きやすい職場づくり

女性活躍推進法の趣旨に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性
がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。また、女性も男性も持
てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保されるようワーク・ライフ・バランスの
取組を進めます。

課題1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などに
より、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用
環境へと改善が進められています。しかしながら依然として、従来の固定的な性別役割
分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が能力等を発揮できるよう、
様々な支援に取り組みます。

施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に取り
組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
9	男女共同参画の視点 からのハラスメント 防止のための啓発 (再掲)	セクシャルハラスメント 及びマタニティハラスメ ント防止のため、研修等の 充実を図る。	職員課	継続
		セクシャルハラスメント 及びマタニティハラスメ ント防止に向け、市内事業 所に対して意識啓発を図 る。	商工振興課	新規
		セクシャルハラスメント、 マタニティハラスメント などの防止及び性犯罪の 撲滅に向け、ホームページ やパンフレット等を活用 し、意識啓発を図る。	企画政策課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
27	育児・介護休業制度の普及・啓発	職員に対し、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。	職員課	新規
		市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及と啓発に努める。	商工振興課	新規
28	パートタイム労働等に関する情報の収集・提供	パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集や提供に努める。	商工振興課	継続
29	労働相談の充実と周知	市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。	市民課	継続
		労働相談の充実と周知に努める。	商工振興課	継続
30	啓発活動の推進	商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。	商工振興課	継続
		農業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供に努める。	農林課	継続
31	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。	指導室	継続
32	あきる野市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画等の推進	特定事業主行動計画を推進するとともに、公表を行う。	職員課	新規

施策2 女性の能力発揮と職業能力開発の支援

就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
33	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集・提供	就労の際に役立つ情報の収集や提供に努める。	商工振興課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
34	起業に関する支援	女性の起業活動への支援を検討する。	商工振興課	継続
35	空き店舗活用の支援	起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図るとともに、起業家を支援する。	商工振興課	継続
36	母子家庭等への自立支援給付費の支給	母子家庭等の母親等の就業に際して、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	子ども家庭支援センター	継続
37	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続

課題2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男性も女性も、一人一人が、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、取組を進めていきます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
38	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	商工振興課	継続
		職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	職員課	新規
		国や東京都と連携し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	企画政策課	継続
39	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定し、広報紙等での取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。	企画政策課	新規
		ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図る。	商工振興課	新規

施策2 子育て支援及び介護支援による家庭生活との両立

男女が共に育児や介護と家庭、仕事の両立ができるよう、子育て支援に関する事業や介護保険サービス等の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
37	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（再掲）	ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する事業の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続
40	子育て支援ネットワークの充実	地域全体できめ細かな子育て支援ができるネットワークの充実を図る。	子ども政策課	新規
			子ども家庭支援センター	継続
41	ファミリー・サポート・センターの運営の充実	地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターの運営の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続
42	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施	保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。	子ども家庭支援センター	継続
		保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。	保育課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
43	病児・病後児保育の実施	保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないとき、又は病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。	子ども家庭支援センター	継続
44	子育て支援のための場の充実	幼児を持つ親（父親も含む）の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。	子ども家庭支援センター	継続
45	延長保育及び幼稚園型一時預かり事業の充実	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育及び幼稚園での幼稚園型一時預かり事業の充実を図る。	保育課	継続
46	認証保育所への支援	認証保育所の保育の充実を図るため、運営費の支援を行う。また、保護者の負担を軽減するため、保育料の補助を行う。	保育課	継続
47	障がい児保育の充実	障がい児の特性に応じた受入れ体制の整備等、障がい児保育の充実を図る。	保育課	継続
48	休日保育事業の実施	保護者の就労等で休日に保育が必要な児童に対し、保育を実施する。	保育課	継続
49	読書推進事業の充実	父親等働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。	図書館	継続
50	学童クラブの充実	男女ともに働き続けることができるよう、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図る。	子ども政策課	継続

No	事業名	事業内容	担当課	区分
51	教育相談の充実	学校への不応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。	指導室	継続
52	介護保険制度等の周知・啓発と介護サービスの充実	介護保険制度等の周知・啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	高齢者支援課	継続
53	介護教室の実施	介護に男女が共同して参加できるように、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。	高齢者支援課	継続
54	相談体制の充実	障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	障がい者支援課	継続
		地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	高齢者支援課	継続

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が、対等なパートナーとして、政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進めます。

課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が共に対等な立場で、政策・方針等の意思決定過程に参画していくことは、男女共同参画社会を実現する上で最も重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待するという「2020年30%」の目標の達成を目指し、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション^{※5}）を推進しています。

市においては、引き続き、審議会や委員会等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が市政に反映できるようにしていきます。また、市職員にあつては、研修等を通じて、男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

施策1 あらゆる分野での女性の参画拡大

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、市職員にあつては、研修等を通じて男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
55	委員の女性比率の拡大	市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が30%以上となるよう、関係部署に働きかける。	企画政策課	継続
56	女性委員比率の達成度のチェック及び市民への公表	達成度のチェックと公表を行う。	企画政策課	継続
57	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	職員課	継続

^{※5} 一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。（内閣府男女共同参画局ホームページより引用）

No	事業名	事業内容	担当課	区分
58	地域防災計画の推進	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の改定と事業の推進を図る。	地域防災課	継続
59	女性地域防災リーダーの拡充	防災分野に女性の視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの拡充に努める。	地域防災課	継続

基本目標Ⅳ 計画の確実な推進

市民との協働により、男女共同参画社会の実現を目指します。

課題 1 推進体制の整備

本計画を実効性のあるものとするため、目標の数値化を図り、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、市民との協働を通じ、多様化・複雑化する課題への対応を図ります。

施策 1 重点実施・責任部署、目標、実施期限の明確化

男女共同参画プランを着実に推進するため、計画事業の進行管理を行い、その結果を公表します。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
60	男女共同参画推進本部による施策等の総合的な推進	男女共同参画推進本部において、施策等について審議し、計画的、総合的な推進を図る。	企画政策課	継続
61	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画プランの進捗状況を点検・公表し、計画事業の進行管理を行う。	企画政策課	継続

施策 2 市民との連携・協働体制の充実

市民との協働により、男女共同参画プランを推進します。

No	事業名	事業内容	担当課	区分
62	男女共同参画推進市民会議との協働による事業の推進	男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。	企画政策課	継続

数値目標の設定

あきる野市における男女共同参画社会の実現に向けて、数値目標を設定します。

基本目標	課題	項目	現状	目標値
Ⅰ 人権尊重意識の高揚と人権擁護	1 配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進	市内における配偶者等からの暴力などの情報共有及び連携を図るため、庁内の関係部署による連絡会を設置する。	—	2回開催(年)
	2 男女共同参画に係る意識啓発の推進及び教育の進展	「男女共同参画社会とはどのようなことか」を「知っている」比率 (市民アンケート調査による)	29.4% H28.9 現在	35%
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方は「どちらかといえば反対」「反対」の比率 (市民アンケート調査による)	48.7% H28.9 現在	55%
Ⅱ 働きやすい職場づくり	1 職場における女性の活躍推進に関する施策の推進	「職場で男性と女性が平等になっているか」について、「男女平等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)	21.9% H28.9 現在	25%
	2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「内容を含めて知っている」という比率 (市民アンケート調査による)	23.9% H28.9 現在	30%
		あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数 ※あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略における、H31年度までのKPIは5社	1社 H29.1.1 現在	5社※ より多く
Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	各種委員会等における女性の参画率 (1) 女性委員が30%以上の委員会等の比率 (2) 女性委員がいる委員会等の比率 (第3次あきる野男女共同参画プラン進捗状況調査(H28)による)	(1) 42.1% (2) 78.9% H29.4.1 現在	(1) 45% (2) 85%
		あきる野市職員における管理・監督職における女性職員の比率 (庁内調査による) ※特定事業主行動計画における、平成31年度までのKPIは25%	21.5% H29.4.1 現在	25%※ より多く

